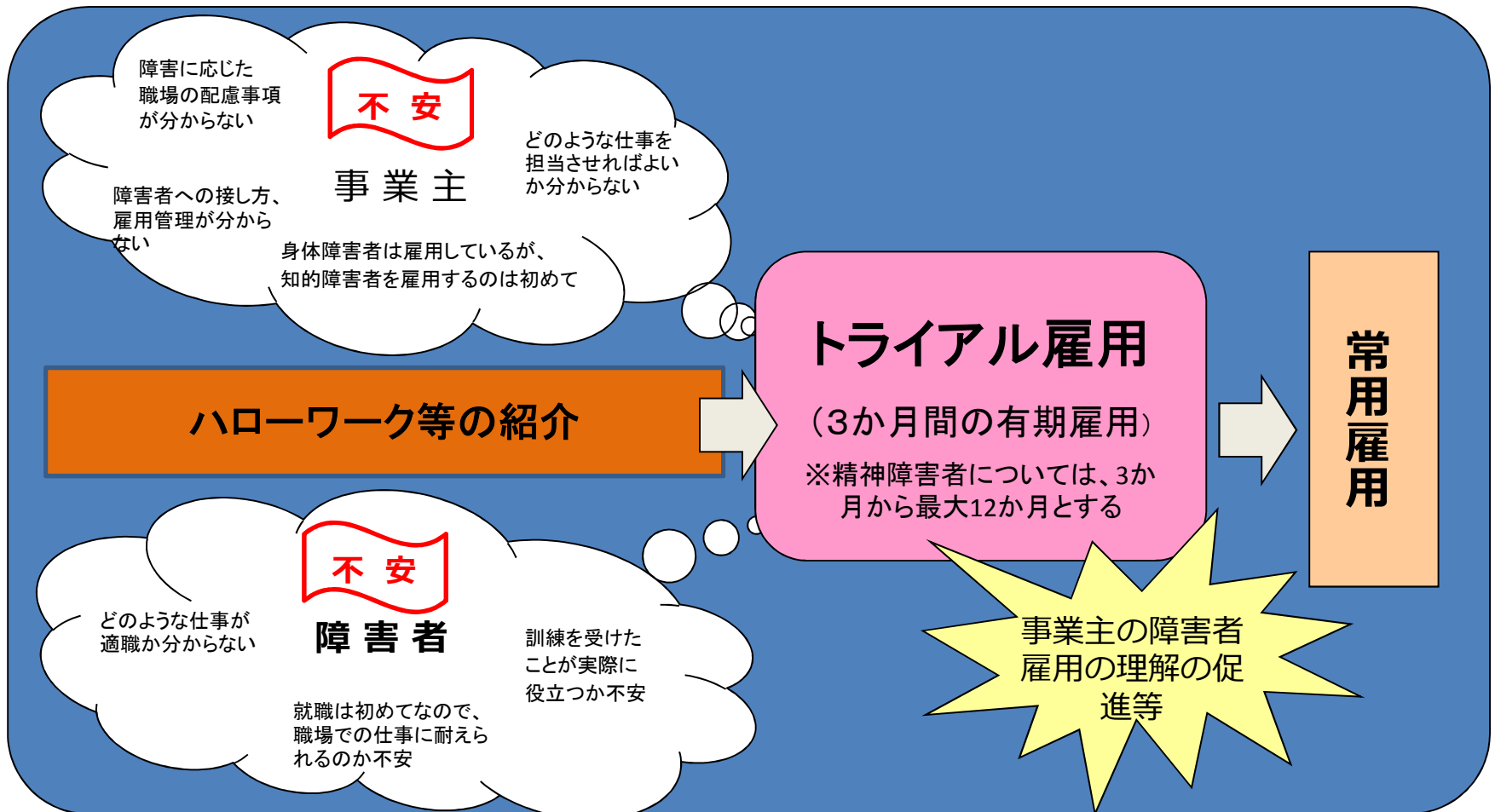


平成26年度障害者雇用施策関係 予算案 関係資料

「トライアル雇用」による障害者雇用の推進 ～障害者トライアル雇用事業～

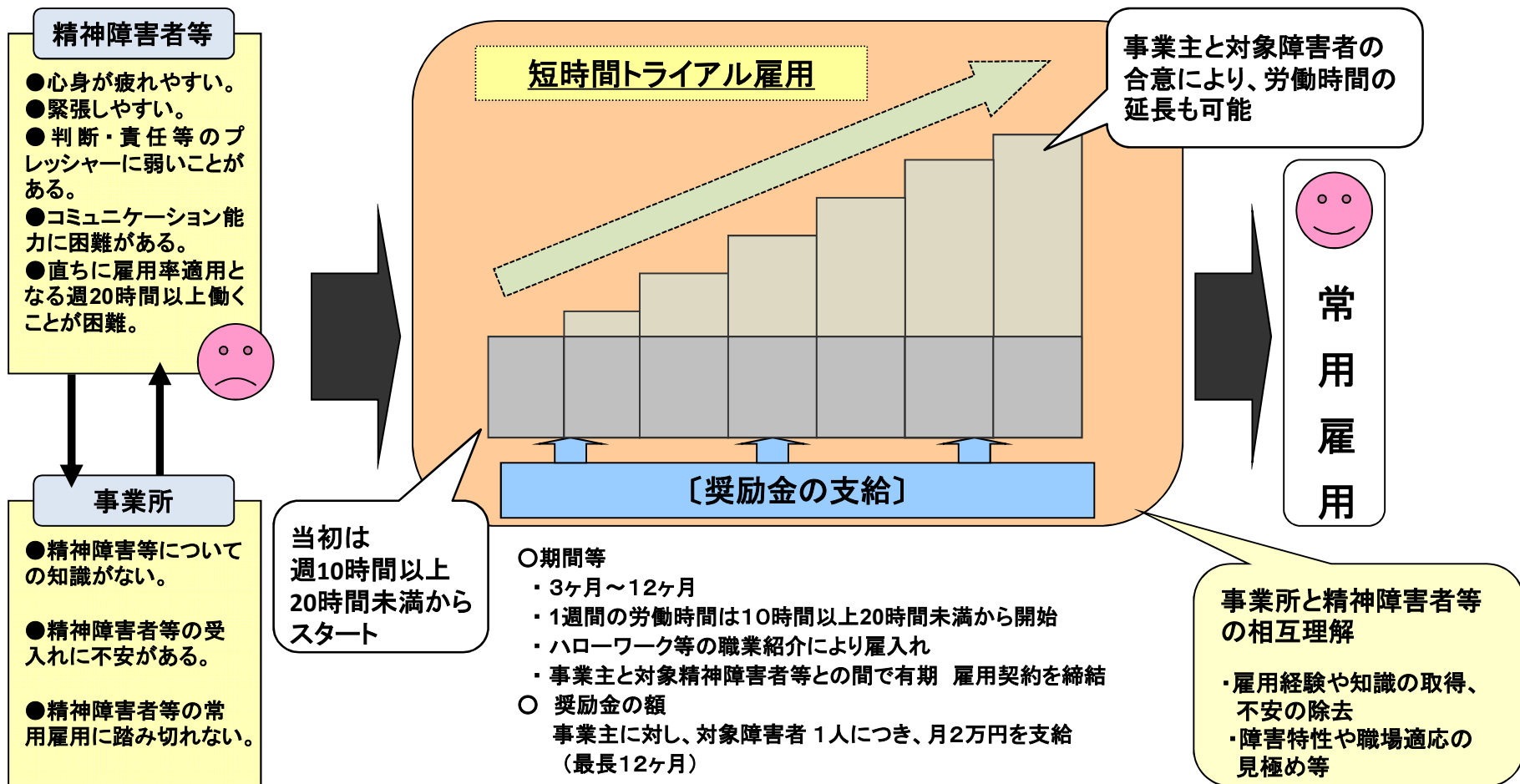
ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試用雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試用雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的としています。

また、事業主に対しては、障害者トライアル雇用奨励金（月額4万円、最大3ヶ月）を支給し、その取組を促進しています。



精神障害者等に対する「短時間トライアル雇用」による常用雇用への移行の促進

- 精神障害、発達障害といった障害特性により、**直ちに週20時間以上の労働時間での就業が困難な者**については、雇入れ当初は20時間未満の就業から開始するトライアル雇用。
- トライアル雇用期間中に、事業主と対象障害者が合意すれば、労働時間を延長することも可能。
- トライアル雇用を通じて、常用雇用への移行を目指す。

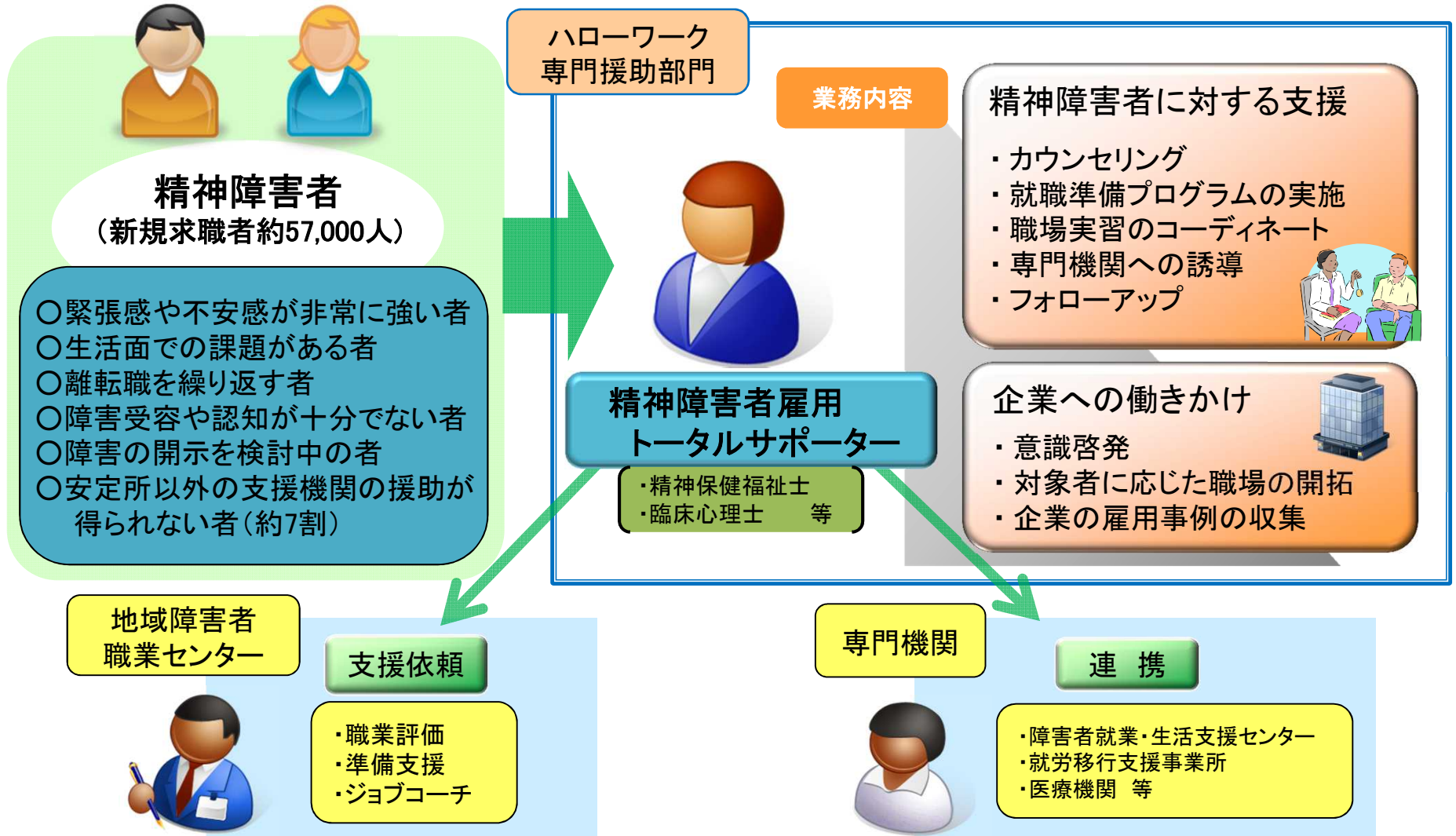


精神障害者雇用トータルサポーターについて

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用に関する意識啓発などの業務を実施

○平成24年度実績 就職に向けた次の段階への移行率 61.7% ※相談支援を終了した者のうち、就職、職業訓練等へ移行した割合



精神障害者・発達障害者の雇用ノウハウの蓄積を図るためのモデル事業(仮称)の実施 (平成26年度新規事業)

事業の概要

企業において精神障害者及び発達障害者の雇用を促進するモデル事業を企画書提案型により、委託し、実施する。なお、委託先の選定に当たっては、地域、規模、産業等を考慮する。

委託先

精神障害者、発達障害者の雇用に取り組む意欲はあるものの、それらの障害者の雇用の経験やノウハウが十分でない企業

委託額・委託数

- (1) 委託額: 500万円を上限
- (2) 委託数: 20社

委託事業の内容の例

- ・精神障害者等の雇用に関する職場内の理解促進
- ・精神障害者等が働きやすい雇用管理制度の導入
- ・精神障害者等の障害特性に応じた職域の開拓
- ・職場のサポート体制の整備
- ・地域の保健・医療・福祉施設等との連携体制の構築
- ・精神障害者等が働きやすい職場環境の整備

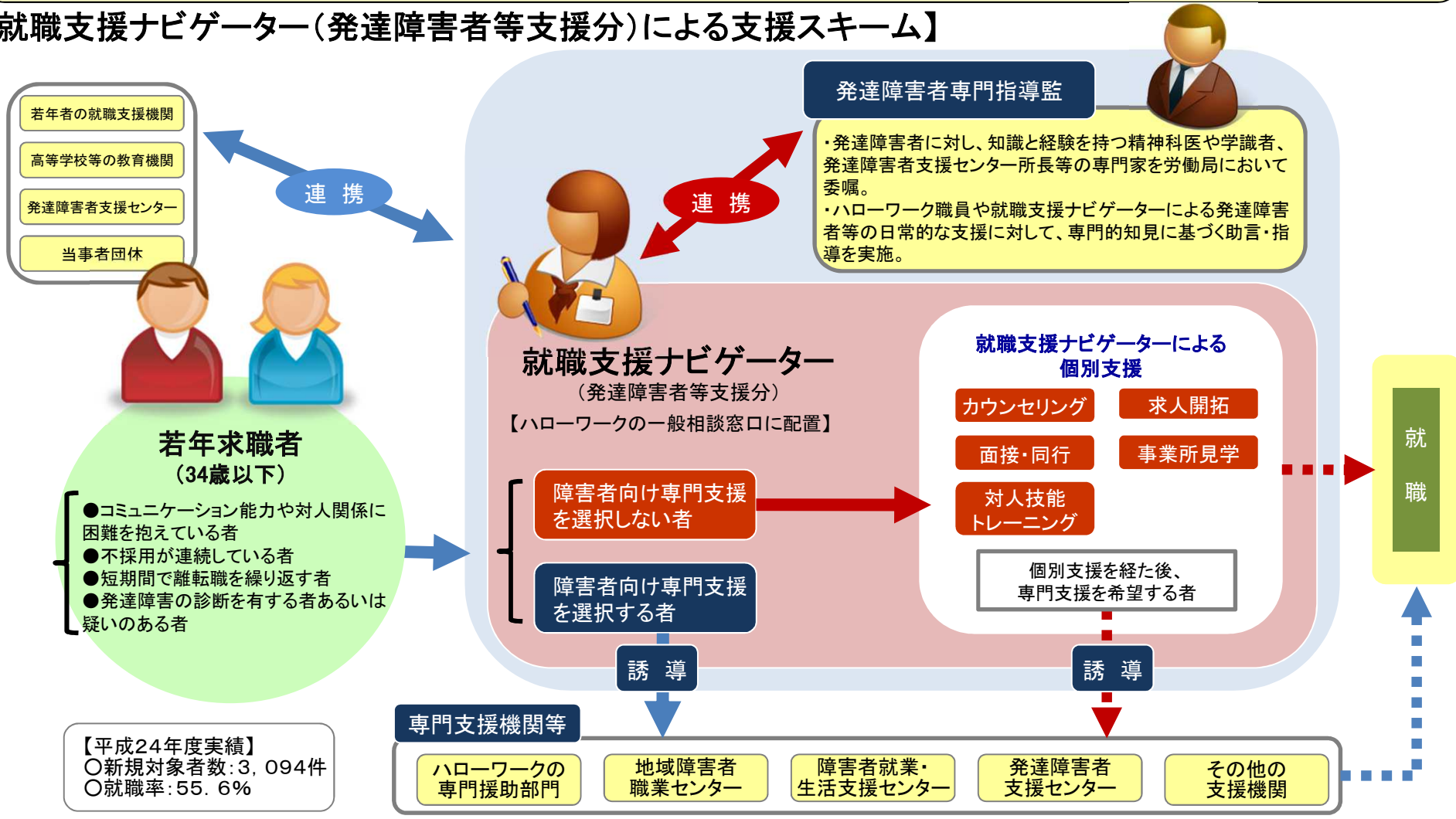
等

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

●ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援を行う事業を実施。

- ①若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築。
- ②発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

【就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)による支援スキーム】



難病相談・支援センターと連携した就労支援の実施

ハローワークに「難病患者就職サポーター」(※)を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

- ※ 配置数 : 全国15人
配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
活動日数 : 月10日勤務
採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等

難病相談・支援センター

難病相談・支援員等による支援

- ・治療・生活等に係る相談、助言・指導



難病相談・支援センターにおける出張相談等

- ・難病患者に対する出張相談
- ・対象者のハローワークへの誘導
- ・難病相談・支援員等への情報提供

ハローワーク 専門援助部門



難病患者に対する支援

- ・相談(適性、職域の分析等)
- ・専門支援機関への誘導
- ・面接・同行
- ・就職後のフォロー

事業主等に対する理解促進

- ・事業主に対する啓発
- ・求人開拓
- ・支援制度に関する情報提供

地域の関係機関の連絡調整

- ・難病相談・支援センター等との連絡調整
- ・連絡協議会の開催

出張

難病患者就職サポーター

連携

連携

難病患者

- 就労を希望する者
- 在職中に難病を発症した者

各専門支援機関

地域障害者
職業センター

障害者就業・生活支援
センター

医療機関

保健所

等

ハローワーク各部門

職業紹介担当

求人担当

職業訓練担当

等

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校の教職員の企業での就労に対する不安感を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて次の取組みを実施。

- 就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による企業理解の促進
- 関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入の依頼等による障害者に対する職場実習の推進

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案



都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

- 就労支援機関、特別支援学校、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者とその保護者等を対象とした事業所見学会
- 就労支援機関等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる就労支援機関、特別支援学校、医療機関等への助言

一般雇用の理解促進

障害者に対する職場実習推進

- 職場実習に協力する意思のある事業所の情報収集
- 関係機関への職場実習協力事業所の情報提供
- 実習実施に係る職場実習協力事業所への受入依頼
- 一定の場合に、実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習を補助する実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施

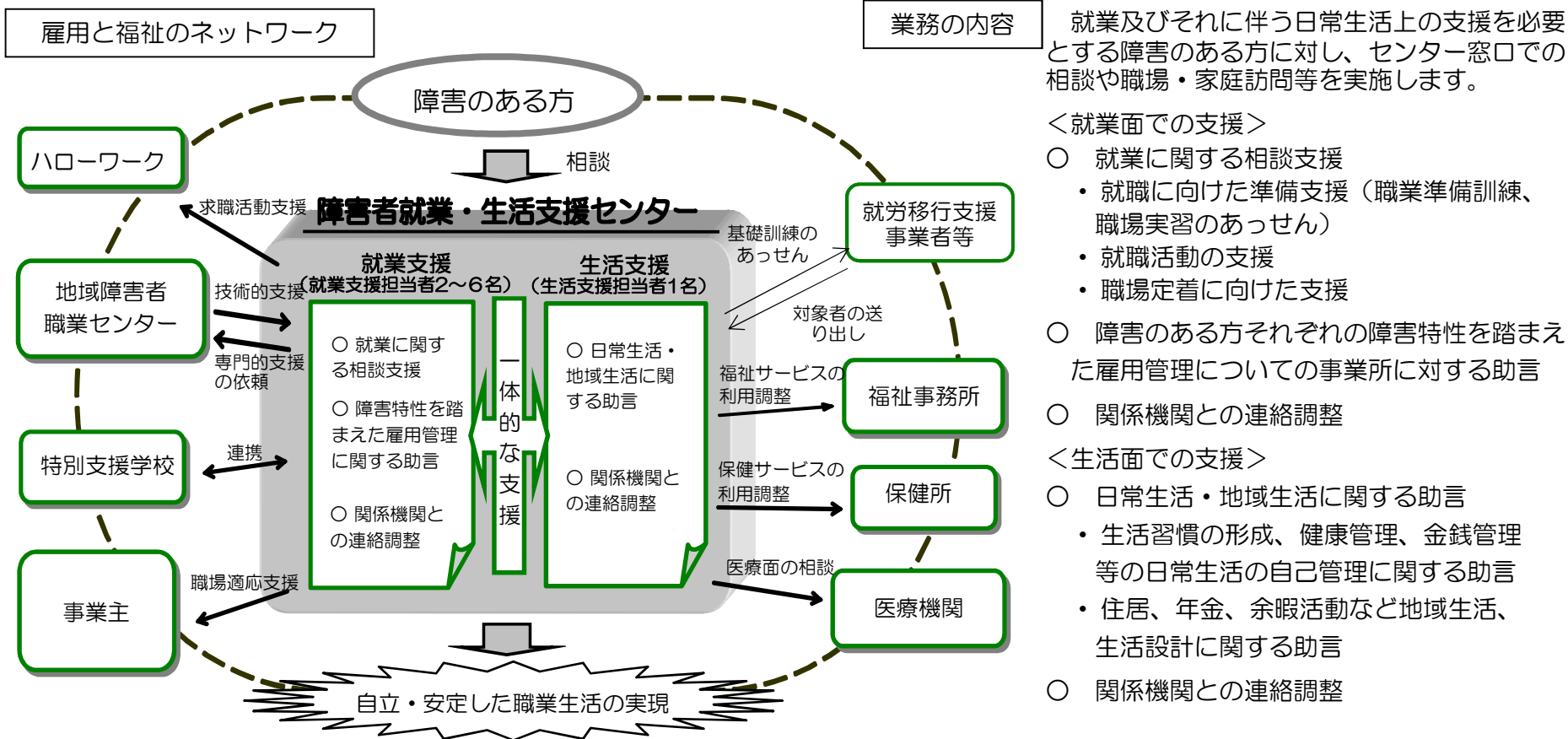
職場実習の推進

※ 平成25年度においては、就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)(計32名)を配置

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域においては、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」の設置を拡充

21センター（14年5月事業開始時）→ 319センター（26年1月現在）



業務の内容 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

- ＜就業面での支援＞
- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
 - 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
 - 関係機関との連絡調整
- ＜生活面での支援＞
- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
 - 関係機関との連絡調整

【24年度実績】	対象者数	110,914人	就職率	73%
	就職件数	15,431件		

医療機関と連携した精神障害者の就労支援モデル事業の実施

より効果的に医療機関と連携し、精神障害者の雇用促進を図っていく方策を検証ために、医療機関における就労支援の取組・連携を促進するモデル事業を実施する医療機関・社会福祉法人等を公募し、企画書提案型により委託し、実施する。

併せて、前年度に実施した事業の成果の普及を図る事業も実施する。

委託先

- ①就労意欲のある精神障害者の就労・復職支援に自ら取り組む医療機関又は医療機関に対して就労支援のノウハウを提供する社会福祉法人等
- ②傘下の医療機関等に対して精神障害者の就労支援のノウハウを提供する団体
- ③平成25年度に実施したモデル事業の成果の普及を図る医療機関又は社会福祉法人等

事業対象者

医療機関を利用する精神障害者であって就労意欲のある者
 ※雇用されている者、障害者自立支援法の障害者福祉サービスの利用者を除く。
 ※デイケアの対象者である場合は、本事業のプログラムへの参加は診療報酬の点数外とする。

委託額及び委託機関数

- ①については500万円、7機関
- ②については800万円、3機関
- ③については500万円、5機関

事業内容例

- ・対象者に対する就労・復職支援プログラムの実施
- ・ハローワーク等就労支援機関との連絡調整、誘導、同行
- ・ハローワークや企業等の見学会の開催
- ・就職又は復職する職場や産業保健グループとの調整
- ・就職又は復職する職場の同僚等に対する精神障害への理解促進にかかる研修の実施
- ・就職に向けた次の段階(就職、職業紹介、職業訓練等)におけるフォロー
- ・医療機関内のスタッフに対する就労支援に関する研修の実施

モデル事業の例(①医療機関に委託する場合)

